

愛知地方最低賃金審議会  
第2回 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業  
最低賃金専門部会 議事要旨

1 日 時 令和2年9月15日(火) 午後1時30分～午後2時20分

2 場 所 名古屋合同庁舎第2号館 3階共用中会議室

3 出席者 公益代表委員 3名  
労働者代表委員 3名  
使用者代表委員 3名

4 議 題

- (1) 令和2年度 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正決定について
- (2) その他

5 議事要旨

- (1) 労働者側「第1回目の主張同様、鉄鋼産業の置かれている状況を踏まえて、12円の引上げ要求の変更はない。」
- (2) 使用者側「業況判断は特に中小企業において4-6月期マイナス、雇用動向については解雇等見込み労働者数、雇用調整の可能性がある事業所数、企業の倒産・廃業の数字も5月の時点から3か月で増えており、大変厳しい状況。今後もコロナ禍が企業に与える影響は非常に厳しい。使用者側としては、前回同様、引上げる状況ではない。」
- (3) 個別協議の結果、労働者側は引上額9円、使用者側は引上額0円となり、労使意見に9円の隔たりがあるため次回へ継続審議とされた。

6 配付資料

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金引上げに伴う影響



愛知地方最低賃金審議会  
第2回 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業  
最低賃金専門部会

日時 令和2年9月15日(火)午後13時30分から  
場所 名古屋合同庁舎第2号館 3階 共用中会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 令和2年度 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の  
改正決定について

(2) その他

3 閉 会

次回 第3回 9月17日(木)  
午後1時30分から  
2階 北大会議室

## 資 料 目 次

資料 No.

- 1 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金引き上げに伴う影響（令和2年最低賃金に関する実態調査結果より作成）

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金  
引き上げに伴う影響

時間額(円)	引上額(円)	引上率(%)	影響率(%)	影響労働者数	対地賃比(%) (927円)
975	—	—	(未満率 5.75) 5.75	58	105.18
976	1	0.10	5.75	58	105.29
977	2	0.21	5.75	58	105.39
978	3	0.31	6.34	64	105.50
979	4	0.41	6.34	64	105.61
980	5	0.51	6.34	64	105.72
981	6	0.62	6.34	64	105.83
982	7	0.72	6.34	64	105.93
983	8	0.82	6.84	69	106.04
984	9	0.92	6.84	69	106.15
985	10	1.03	7.43	75	106.26
986	11	1.13	7.43	75	106.36
987	12	1.23	7.43	75	106.47
988	13	1.33	7.43	75	106.58
989	14	1.44	7.43	75	106.69
990	15	1.54	7.43	75	106.80
991	16	1.64	7.43	75	106.90
992	17	1.74	7.43	75	107.01
993	18	1.85	7.43	75	107.12
994	19	1.95	7.93	80	107.23
995	20	2.05	7.93	80	107.34
996	21	2.15	7.93	80	107.44
997	22	2.26	7.93	80	107.55
998	23	2.36	7.93	80	107.66
999	24	2.46	7.93	80	107.77
1000	25	2.56	7.93	80	107.87
1001	26	2.67	7.93	80	107.98
1002	27	2.77	7.93	80	108.09
1003	28	2.87	8.13	82	108.20
1004	29	2.97	8.13	82	108.31
1005	30	3.08	8.13	82	108.41

使側

労側

※「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合。

